

消費生活センター開設5周年

「消費者被害ゼロ」をめざして!

消費者被害を防いで地元の経済発展を!

1年間の相談件数は2522件
相談金額にすると、約4億6千万円

平成20年10月10日に消費生活センターが開設され、この10月で5周年を迎えます。

平成24年度、消費生活センターに寄せられた相談件数は2522件で、相談金額の合計は約4億6千万円でした。中でも、詐欺的な投資商法での被害額が

消費生活センターのあつせんが 法律の改正につながる?

消費生活センターは、相談を受けて必要があれば事業者とあつせん(交渉)をします。このあつせん(交渉)で問題点を示し、事業者が問題点を認めれば被害救済となり、表示・勧誘方法・

多くなっています。

このような詐欺的な商法で失われたお金は、本来は地元の商店や健全な企業で使われるべきものであり、悪質な事業者へ渡ってしまったことは、つくばみらい市の大きな経済的損失と言えます。消費者被害を防ぐことは、地元の経済発展にもつながっています。

契約条項などの改善や、法律の改正につながることもあります。

このことから、センターによるあつせんでの解決は、個人の経済的な救済だけでなく、被害予防にもなっています。

消費生活センター

イメージキャラクター『まみりん』



相談のポイント

- 「おかしいな?」「トラブルに遭ったかな?」と思ったら、すぐに相談する。
- できるだけ、契約した本人が相談する。
- 契約書などの関連する書類をそろえておく。電話で相談する場合は、必ず手元に用意して相談する。

尊敬する郷土の偉人「間宮^{まみや}林蔵^{りんぞう}」から4文字をもらい、命名しました。毎日市内を測量しながら、悪質商法の見張りをしています。広報紙や市ホームページ・ツイッターなどで役立つ情報を発信していきます。

問 市消費生活センター(谷和原庁舎1階) ☎25-3288

